

正誤表

印刷済み資料に誤記がみつかりましたので訂正いたします。

正誤箇所	誤	正
P.21 第19条	定時総会は、毎年会計年度終了後1箇月以内に開催する。	定時総会は、 <u>毎年度会計年度</u> 終了後1箇月以内に開催する。
P.24 第41条	(決算)	(<u>事業報告および決算</u>)
P.25 第46条2項	会長は、会員から前項記載の帳簿および書類について開示の請求があったときは、正当な事由なしにこれを拒むことはできない。	<u>前項記載の帳簿および書類の保存法については、書面によるもののほか電磁的記録によるものについても認めるものとする。</u>
P.25 第46条3項		<u>会長は、会員から前項記載の帳簿および書類について開示の請求があったときは、正当な事由なしにこれを拒むことはできない。</u>

以上